議題（３）　災害廃棄物に関することについて



１　前回推進会議の振り返りについて

（１）災害廃棄物について

「自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの」と定義。

※参考「災害廃棄物対策指針」
　環境省環境再生・資源循環局　災害廃棄物対策室

参考：動画
R8.7.28 発生 令和８年度熊本地震
災害廃棄物受け入れの様子

（２）南海トラフ地震被害予測見直しについて

愛知県は、南海トラフ地震の被害予測の見直しを行うために外部に調査委託し、令和８年６月頃に結果を公表する予定。

⇒R8.6 公表。刈谷市災害廃棄物処理計画の内容との乖離が判明。

※（　　）は現計画上の予測値

【最大被害予測※刈谷市】

全壊・焼失･･･約 8,600 棟（約 1,400 棟）※現計画の約６倍

【死者数※刈谷市】

建物倒壊等･･･約 200 人（約 30 人）
浸水・津波･･･約 20 人（約 10 人）
火災･･･約 40 人（被害わずか）

参考：愛知県ホームページ
「愛知県南海トラフ地震被害予測調査結果（2026 年６月）」

（３）刈谷市災害廃棄物処理計画の見直しについて

愛知県は、南海トラフ地震被害予測の結果公表後に関係計画を見直し、その後、刈谷市も地域防災計画及び災害廃棄物発生見込量の見直しに伴い、災害廃棄物処理計画を見直す予定。

【参考】

【刈谷市災害廃棄物処理計画の変遷】

平成 23 年３月　：国の震災廃棄物対策指針などに基づき策定
平成 30 年３月　：東日本大震災の発生等に伴う国の指針の改定等を受け見直し

２　令和８年度上半期の活動について

（１）マンホールトイレ組立訓練について



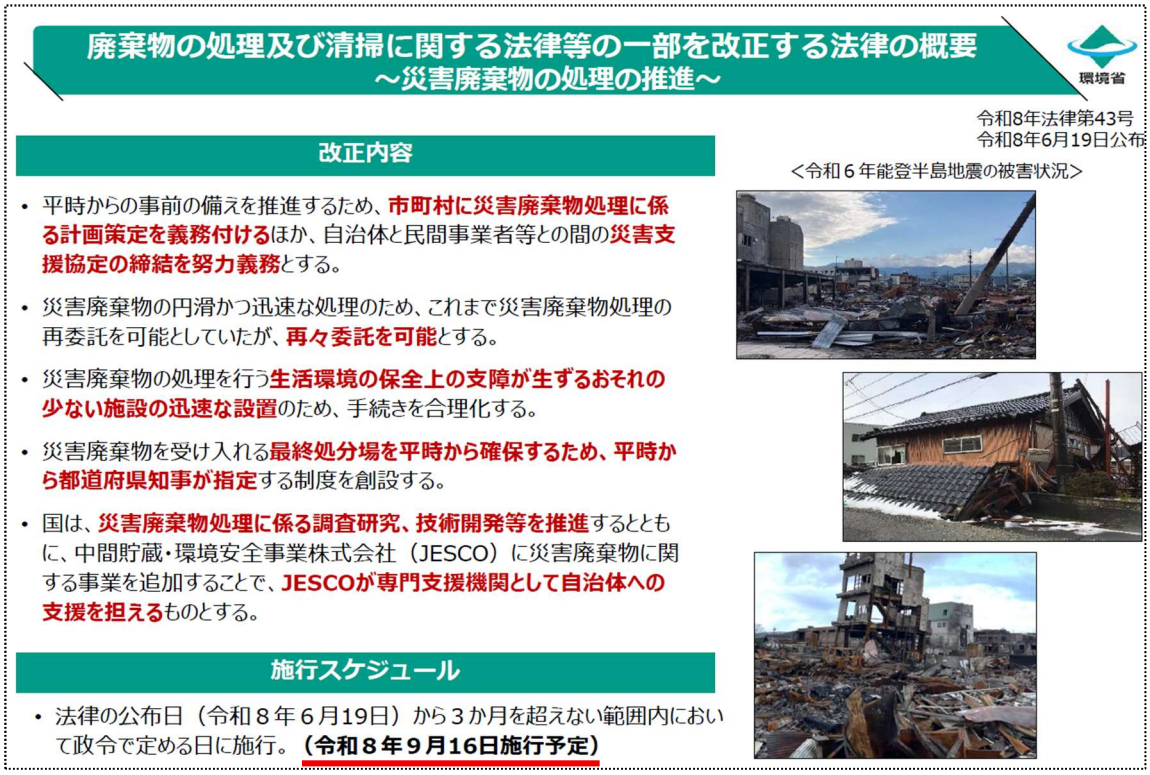
訓練の様子

日時：令和８年５月 13 日　10：00～
場所：野田公園（東刈谷町）
主催：公園緑地課、危機管理課
内容：保管倉庫の確認、構造説明、組立、汲取りシミュレーションの実施

3　廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正について

（１）法改正の背景について

令和６年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。



廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の概要
～災害廃棄物の処理の推進～

環境省

令和8年法律第43号
令和8年6月19日公布

改正内容

- 平時からの事前の備えを推進するため、**市町村に災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付ける**ほか、自治体と民間事業者等との間の**災害支援協定の締結を努力義務**とする。
- 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理のため、これまで災害廃棄物処理の再委託を可能としていたが、**再々委託を可能**とする。
- 災害廃棄物の処理を行う**生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設の迅速な設置**のため、手続きを合理化する。
- 災害廃棄物を受け入れる**最終処分場を平時から確保するため、平時から都道府県知事が指定**する制度を創設する。
- 国は、**災害廃棄物処理に係る調査研究、技術開発等を推進**するとともに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）に災害廃棄物に関する事業を追加することで、**JESCOが専門支援機関として自治体への支援を担える**ものとする。

施行スケジュール

- 法律の公布日（令和８年６月19日）から３か月を超えない範囲内において政令で定める日に施行。**（令和８年９月16日施行予定）**

参考：環境省資料抜粋

（２）法改正に伴う主な国の動向について

・法改正に伴い、災害廃棄物に対応する国の組織の体制強化。
※令和８年度より、「災害廃棄物処理計画改定支援」に関する研修を開催。

・<u>令和８年度末を目途に「災害廃棄物対策指針」「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」を改定。</u>

4　刈谷市災害廃棄物処理計画の見直し時期について

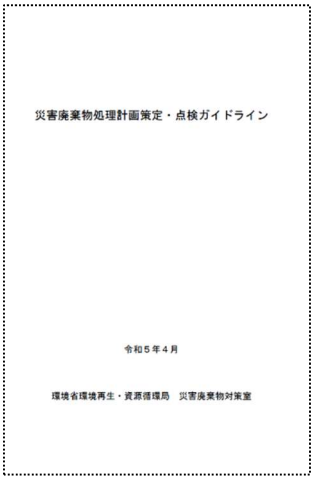
（１）計画見直しに係る現時点での課題について

・県と市町村の災害廃棄物処理計画について、十分に整合性が図られていない。

・<u>「災害廃棄物対策指針」「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」が改定されることにより、災害廃棄物処理計画の記載事項が変更になる可能性がある。</u>

≪見直し時期≫

計画の見直し時期について、令和 10 年度を目標に準備を進める。



災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン

令和５年４月

環境省環境再生・資源循環局　災害廃棄物対策室